

実施方針の策定の見通しについて

令和4年7月28日
大分県

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、特定事業に係る実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
県営明野住宅建替事業	令和5年度から 令和11年度まで (予定)	県営住宅に係る建替 整備業務、入居者移 転支援業務及び余剰 地活用業務	大分県大分市 明野西一丁目、 明野西二丁目及び 明野北二丁目	令和4年9月上旬 (予定)	大分県土木建築部 公営住宅室 電話 097(506)4675 (直通)

※実施方針は、大分県公式ウェブサイト公営住宅室ページ (<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18510/>) にて掲載予定です。